

慶應義塾大学経済学部

2007年度

地球環境問題—地球温暖化を中心に

第11回 地球温暖化（その2 気候変動枠組み条約）

山口 光 恒

1、気候変動枠組み条約の内容

（1992年5月採択、1994年3月発効、2004年5月24日現在批准国189）

1) 目的（2条）

温室効果ガス濃度の安定化（気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない濃度） 但し濃度の絶対値は無し

2) 原則（3条）

共通だが差異のある責任

南北問題 on the basis of equity and in accordance with their common but differentiated responsibilities

予防原則

「科学的な確実性が十分でないことをもって、・・・予防措置をとることを延期する理由と

すべきではない」 Precautionary Principle 但し費用効果的に

開発の権利

The Parties have a right to, and should, promote sustainable development.

3) 全締約国の義務（途上国を含む）（4条1項、12条）

但し共通だが差異のある責任、各国固有の事情、開発の優先順位などを考慮

a. 温室効果ガス（モントリオール議定書対象物質を除く、以下同じ）排出と除去についての

目録の作成

b. 気候変動緩和・適応措置を含む計画・実施・公表

c. 全部門での温室効果ガス排出抑制・削減・防止技術や方法の開発、普及

d. 吸収源の持続可能な管理の促進・・・など

e. 通報義務

排出と除去の目録

条約履行のための措置の一般的概要

途上国は自国での条約発効後3年以内、後発途上国は任意

4) 先進国の義務（4条2項、11条、12条）

付属書 I の締約国（先進国＋経済移行国）

- a. 温室効果ガスの排出抑制などにより気候変動緩和のための政策を採用し、これに沿った措置をとる
- b. こうした措置は、温室効果ガスの排出量を1990年代の終わりまでに従前の水準 (earlier level)に戻す(return)ことが、排出の長期の傾向を変えることに寄与するものであるとの認識の下で採られる。
- c. 政策と措置は他の締約国と共同で実施することが出来る（義務ではないが）
- d. 自国での条約発効後6ヶ月以内（その後は定期的）に採用した政策と措置、及びその結果の予測につき通報する
- e. 締約国会議はこの情報を検討する（途上国の情報にはこの義務無し）

付属書 II の締約国（先進国のみ――OECD24カ国）

- a. 合意された「新規且つ追加的資金」の供与

<p>条約のポイント</p> <ul style="list-style-type: none">・ 温暖化への取組の第一歩・ 目的（濃度）と手段（排出量）の乖離・ 義務を負うのは先進国のみ・ 2000年以降規定なし

4、条約締結に際しての主たる争点

- 1) CO₂か温室効果ガスか

日・欧vs米国 GWP (Global Warming Potential, 100 years) CO₂ 1, Methane 21, N₂O 310

- 2) 基準年（1990年か従前か）（資料1）

- 3) 安定化問題

2000年以降

- 4) 途上国の義務（資料2）

共通だが差異のある責任との関係をどう考えるか 途上国の排出量が2020年以降先進国を上回る

途上国の協力なしには濃度の安定化は不可能（資料3）

相対的な被害は途上国が大きい

ブラジル提案 1997年

歴史的責任をもとに排出削減をもとめた

Annex I 国に2020年までに1990年レベルの30%削減

工業化が早かった国に多くの削減をもとめた（英国：6.6% 米国：23.3% 日本：8%）
GHGについての知識がない過去についてまで責任を取らされる。今後の伸びは途上国

5) 資金問題

「新規且つ追加的」

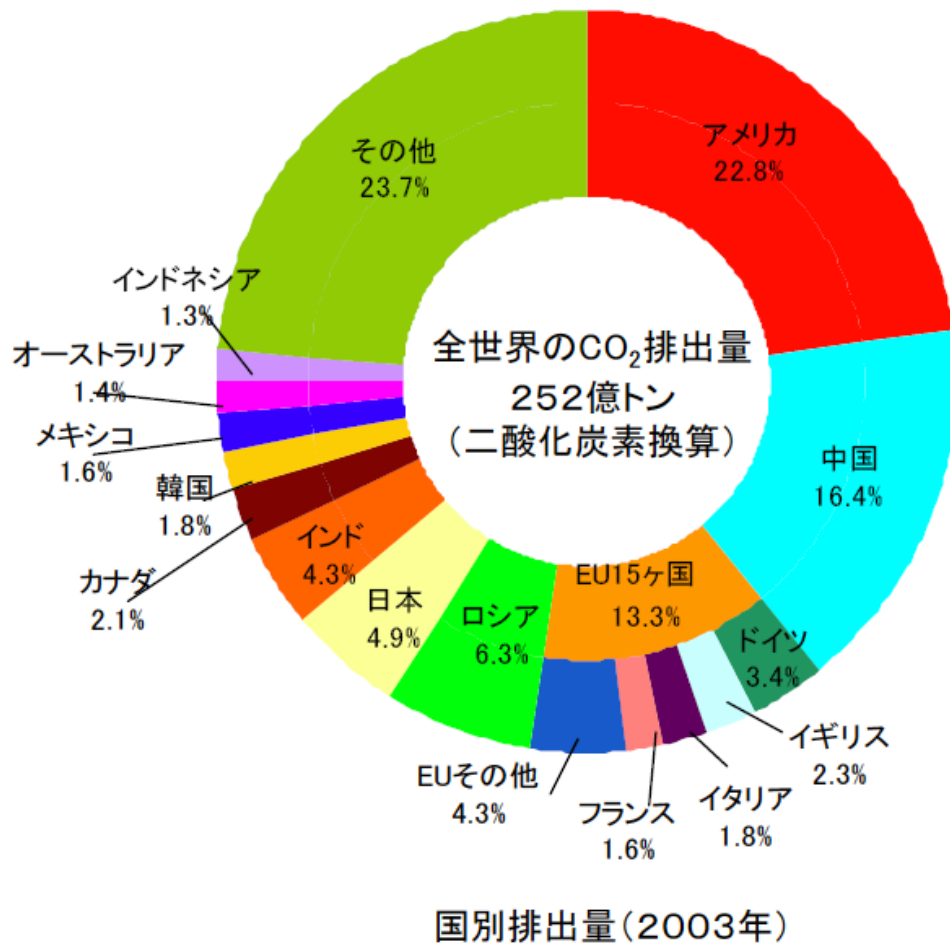
6) 利害の錯綜

島嶼国（保険制度要求）、産油国（補償要求）、森林保有国（シンク評価要求）

参考文献

赤尾信俊 「地球は訴える」 世界に動き社 1993年は必読

(資料3) 世界の地域別 CO₂ 排出量と途上国の伸び



資料 環境省 <http://www.env.go.jp/earth/cop/co2emission.pdf>

(資料1)

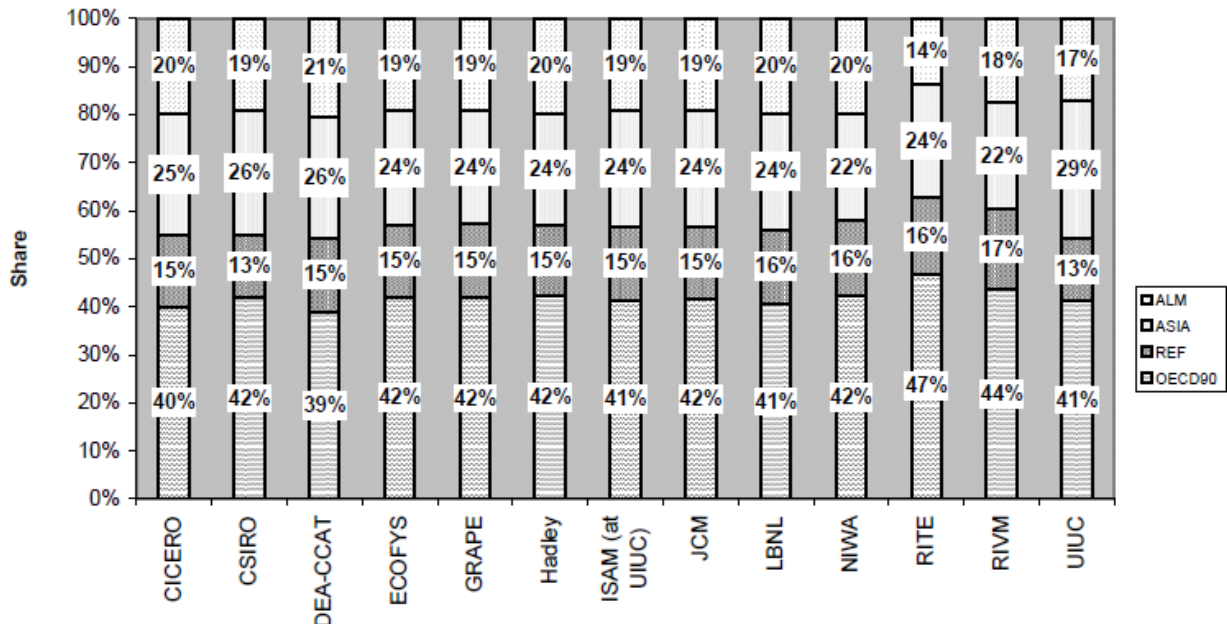
EU15カ国2000年のCO2排出量(1990年との比較)

加盟国	1990-2000 の変化(%)	評価
オーストリア	6.1	×
ベルギー	7.7	×
デンマーク	0.4	×
フィンランド	-0.3	○
フランス	2.0	×
ドイツ	-15.4	○
ギリシャ	23.0	×
アイルランド	39.1	×
イタリア	4.7	×
ルクセンブルグ	-48.8	○
オランダ	8.7	×
ポルトガル	43.2	×
スペイン	34.9	×
スウェーデン	-0.4	○
イギリス	-7.0	○
EU-15	-0.5	○

出処：[EU reaches CO2 stabilisation target despite upturn in greenhouse gas emissions](#) Press Release

(資料2) 先進国と途上国の責任割合

1890年から2000年の気温変化に対する寄与度(13モデルの比較) CO₂, CH₄ and N₂O



出典: Methodological Issues, Scientific and methodological assessment of contributions to climate change, October 16, 2002 UNFCCC/SBSTA/2002/INF.14

上図の右の OECD90 は「OECD 加盟国」、RDF は「旧ソ連東欧」、ASIA は「アジア」、ALM はアフリカ、羅米中東